

佐用町外国語指導助手派遣業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

佐用町では、町内の小中学校に通う児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力向上を目的として、外国語指導助手（以下、「ALT」という。）を学校に配置し、外国語教育の一層の充実を図っている。その継続と発展を目的として、令和8年4月1日から令和9年3月31日までを業務期間とする派遣業務事業者（以下「事業者」という。）の候補者を選定し、提案された企画等を一定の基準で評価する公募型プロポーザルを実施するものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 佐用町外国語指導助手派遣業務
- (2) 業務内容 佐用町外国語指導助手派遣業務仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる業務
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※契約期間満了の1か月前までに、佐用町並びに事業者のいずれからも契約終了の意思表示のない限り、契約は1年間更新されるものとする。以降、同様の手続により令和11年3月31日まで最長3年を限度に契約の履行期間が更新されるものとし、同日をもって契約終了とする。
- (4) 見積上限額 10,670,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※単年度分の金額を明示すること。ただし、契約を更新した場合の金額についても、令和8年度当初の契約金額と同一金額とし、年度ごとに支払うものとする。

3 スケジュール

- (1) 公募開始
令和7年10月8日（水）
- (2) 参加申込書受付
令和7年10月8日（水）午前9時から令和7年10月22日（水）午後5時まで
- (3) 参加通知書送付
令和7年10月23日（木）以降
- (4) 質問受付
令和7年10月15日（水）午後5時まで
- (5) 質問の回答
令和7年10月17日（金）頃
- (6) 提案書提出期限
令和7年10月24日（金）午後5時まで

- (7) プレゼンテーション
令和7年10月28日(火)
- (8) 契約の締結
令和7年11月頃 仮契約
令和8年4月1日 本契約

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、以下のすべての要件を満たしていること。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (2) 佐用町入札審査会に基づく指名停止措置を、公示の日から契約締結までの間、受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の要件に該当しない者。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者(同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者を除く。)
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者(同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者を除く。)
- (4) 労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (5) 過去3年間に、ALT派遣業務に関する地方公共団体からの業務を受託し、かつ、その業務を履行した実績がある者で、ALT派遣業務の運営実績が5年以上ある者。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税、市町村民税を滞納していない者。
- (7) 別紙『外国語指導助手派遣業務仕様書』に基づき、忠実かつ誠実に業務を履行できる者。

5 参加表明

応募者は、このプロポーザルに参加する場合「参加申込書」(様式1)に必要事項を記入し、事務局に提出すること。

- (1) 申込書等の入手方法 佐用町ホームページからダウンロードすること。
- (2) 参加申込書の提出期限 令和7年10月22日(水)午後5時必着
- (3) 参加申込書提出場所
〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1
兵庫県佐用町教育委員会事務局 TEL(0790)82-2424
- (4) 提出方法 持参又は郵送(持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は必着とする。)

6 参加表明書類審査

- (1) 参加申込書を提出した者について審査し、その結果を郵送又は電子メールにより通知する。また、書類に不備がある場合には、期間を定めて修正や追加提出を依頼する場合がある。なお、審査の結果後において不適合と認められた者は、このプロポーザルに参加できないものとする。
- (2) 審査 令和7年10月28日（火）結果通知の発送は翌日以降

7 質疑応答

仕様書内容及び提案書等の提出に対する質問は、質問書（様式2）により提出のこと。

- (1) 提出期限 令和7年10月15日（水）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 電子メールによる。持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「佐用町外国語指導助手派遣業務に関する質問（社名・提出日）」とすること。質問の回答は、参加者全員に電子メールで行う。
- (3) 回答日時 令和7年10月17日（金）頃（一斉送信）

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年10月24日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出書類 各10部
 - ① 企画提案書表紙（様式3）正本1部、副本9部
 - ② 法人の概要（合計ALT数及び業務内容含む）がわかる書類（パンフレット等可）
 - ③ 外国人指導助手派遣業務実績書（様式4）
 - ④ 業務見積書（様式5）
 - ⑤ 業務提案書貴社が提供できるサービス内容について、以下ア～オの各項について、業務提案書を作成提出すること。A4版、任意様式とする。表題に「業務提案書」と記載し、各頁には頁番号を付すこと。
 - ア ALTの外国語教育における研修（内容・方法・体制等）について
 - イ 教職員への語学力向上及び指導力向上のための研修について
 - ウ ALTの採用基準と、配置前後の管理体制について
 - エ 法令遵守による派遣業務の遂行を可能にするための方策について
 - オ 夏休み期間のイベント等、授業以外におけるALT活動実績について
- ⑥ 切手（110円）を貼付した長形3号の返信用封筒（返送先を記入したもの）
- (3) 企画提案書等提出場所

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1

兵庫県佐用町教育委員会事務局 TEL (0790) 82-2424

(4) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、役場開庁日の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は必着とする。）

(5) 禁止事項

①複数提案

プロポーザル参加者は、複数の提案申請書の提出を行うことはできない。

②提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。（誤字・脱字等の軽微なものを除く。）

9 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出する。

10 費用負担

プロポーザル参加に要する経費等は、参加者の負担とする。

11 候補者の選定方法等

(1) プレゼンテーション審査及びヒアリングによる選定をおこなう。

ア 選定審査実施日 令和7年10月28日（火）

※日時等の詳細については、別途通知する。

※実施日は、変更となる場合がある。

イ プレゼンテーション及びヒアリングにより、企画提案書等の内容に基づき行う。

出席者は3名以内とする。

ウ 提案内容の説明にあたって、追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。なお、プロジェクター、スクリーン等は事務局が用意するので、ノートパソコン等を審査対象者が持参し準備すること。パワーポイント等を使用する場合は、事前に連絡すること。

エ 各業者準備は5分以内、プレゼンテーションの時間は20分以内、ヒアリングは15分程度とする。

オ プレゼンテーションは、佐用町外国語指導助手派遣業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）に対して行うものとし、当該プレゼンテーション内容により委員会委員が採点する。

カ 審査は、別表「佐用町外国語指導助手派遣業務 事業者選定審査基準」に基づき評価を行い、候補者及び次点者を選定する。なお、審査対象者の評点総合計が、いずれも満点（委員会委員数×100点）の6割を超えない場合は不調とし、改善事項

を書面により提出させ、再度委員会を開催し決定するものとする。この際、新たな募集は行わない。

キ 参加申込者は1者であっても審査を行い、同様の基準により候補者を選定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、受託候補者選定後、速やかに参加者全員に対し文書で通知する。

12 契約の締結

町と受託候補者は業務に係る仕様書の内容を協議し、確定させたうえで契約を締結するものとする。仕様書の内容は、候補者がプロポーザル提案した内容が基本となるが、町と候補者との協議により決定する。なお、上記の協議が調わない場合は、審査結果において評価が次点の候補者と協議するものとする。

13 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本実施要領に違反すると認められる場合

オ その他、あらかじめ指示した事項を遵守しなかった場合

(2) 審査結果に関する異議は一切受け付けない。

(3) 選定の有無にかかわらず、提出された書類は返却しない。

(4) 町は、本実施要領等に基づき提出された書類等を、当該提出者に断りなく目的外に使用しないものとする。

(5) 提出書類等の著作権は応募者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合には、当町は、当該著作権を無償で使用できることとする。

(6) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

(7) プロポーザル提案申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。